

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
	第1・3水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、184）
	毎週水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	18(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	16(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
特設人権なんでも相談	①12(金)、午後1時～4時、②6/1(休)、 午前9時～正午、午後1時～4時	①市役所地下904会議室、 ②市役所1階市民相談室	当日電話相談も可①（内線544）、②（内線187）、人権擁護委員による相談、問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①2(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後 1時30分～3時30分、②11(休)、午前10 時30分～午後0時30分、午後1時30分～ 3時30分、③20(土)、午前9時30分～11時 30分	すばるホール3階男女共同 参画センター	電話相談も可、要予約（内線472）、女性カウンセラー による相談、定員①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、 午前10時～午後3時	市人権教育・推進センター	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日は除く）、 午後1時～3時	レインボーホール （市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線204）
家庭児童相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可（内線206～208、289）
発達相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可（内線209）
子育て相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などに ついての相談 ※栄養相談は日時が決まっています。
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に関 するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛 連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	2(火)、6/5(月)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	10(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター （市役所1階市民相談室横）	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市就労支援センター （人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	23(火)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3 の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	11(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可（内線544）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援セン ター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、 午前9時～午後8時	トピック（きらめき創造館）	月～金曜日、午後6時～、土・日曜日の終日は、ロビースタッ フによる相談
引きこもり相談	25(休)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時	トピック（きらめき創造館）	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
こころの電話相談	毎週水曜日（祝日は除く）、午前10時～ 午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり

㊦=とき、㊧=ところ、㊨=内容、㊩=対象者、㊪=定員、㊫=費用、㊬=持ち物、㊭=申し込み、㊮=問い合わせ

保健医療

子育て

相談

くらし

くらし

くらし



講座・催し

肩こり首こり予防・解消講座

肩こり、首こり、顔のむくみ、目の疲れを、肩と首を動かして改善します。

㊦6月22日(木)、午後2時～3時

㊧レインボーホール（市民会館）

㊩自力で歩行が可能な人

㊪20人 ㊫700円

㊬首元が詰まっていない動きやすい服装、スポーツタオル、フェイスタオル、飲み物

㊭5月6日(土)、午前10時～、レインボーホールへ（申し込み先着順、電話申し込み可）



募集

会計年度任用職員（公立保育園の保育士）を募集

受験資格 保育士資格（府地域限定保育士を含む）を有する人、または任用開始日までに資格取得見込みの人

採用人数 2人

任用期間 ①7月1日(土)～令和6年3月31日(日)=1人、②7月2日(日)～10月21日(土)=1人

試験日 5月22日(月)または23日(火)

試験内容 書類審査、面接試験

※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

合格発表 5月末までに本人へ通知

㊭5月19日(金)までに、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証明書の写しを添えて、こども未来室（内線282）へ（郵送不可）※勤務日、業務内容など詳しくは、実施要領をご覧ください。

※申込書、実施要領は、こども未来室で配布。市ウェブサイト（こども未来室のページ）からダウンロードもできます。

会計年度任用職員（旅券発給事務）を募集

受験資格 窓口業務に従事した経験があり、基本的なパソコン操作ができる人で、日曜日勤務が可能な人

採用人数 1人

試験日 5月27日(土)または28日(日)

試験内容 面接試験

※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

合格発表 5月末までに本人へ通知

㊭5月1日(月)～24日(水)に、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、市民窓口課（内線131）へ（郵送不可）

※勤務日、業務内容など詳しくは、実施要領をご覧ください。

※申込書、実施要領は、市民窓口課で配布。市ウェブサイト（市民窓口課のページ）からダウンロードもできます。

統計調査員を募集

本市では、国が実施するさまざまな基幹統計調査を実施するために、調査票の配布・回収・点検を行う統計調査員を募集しています。基幹統計調査は、年1～2回実施され、調査があるごとに登録された人の中から統計調査員を選任します。

登録資格 20歳～80歳未満の人

※選挙、警察および税務に関する事務の関係者は登録できません。

報酬 主な統計調査の平均報酬は2～5万円程度

※調査の種類・調査件数などにより異なります。

㊭総務課で配布する所定の申込書に必要事項を記入し、総務課（内線331、346）へ

※申込書は、市ウェブサイト（総務課のページ）からダウンロードもできます。

学習支援教室参加者を募集

生活保護世帯、児童扶養手当全部支給世帯または同等の所得水準のひとり親世帯の中学生などを対象に、子どもの学習支援事業として同教室を実施しています。

同教室への参加者を随時募集していますので、申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

㊨大学生の学習支援サポーターによる学習サポート、勉強の悩み相談、参加者同士の交流会など ㊫無料 ㊬増進型地域福祉課（内線297）



相談

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員による、特設人権なんでも相談を実施します。女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題や近隣とのトラブルなど、身近で困っていることがあれば、気軽に相談ください。

特設人権なんでも相談

㊦①5月12日(金)、午後1時～4時、②6月1日(木)、午前9時～正午、午後1時～4時

㊧①市役所地下904会議室、②市役所1階市民相談室

※当日、直接会場へ。電話（内線①544、②187）での相談も受け付け。

本市の人権擁護委員

- 岡本 聡子さん
- 隆崎 永子さん
- 川口 博夫さん
- 北野 茂さん
- 木下 佳信さん
- 蔵田 和子さん
- 阪本 省三さん
- 芝本 とも子さん
- 十石 慈洋さん
- 藤田 裕邦さん
- 渡辺 隆昭さん

個人権・市民協働課（内線471）

しなやかな体づくり&筋トレ体操教室

体操を通じて基礎体力向上、免疫力をアップしましょう。

㊦6月2日～9月15日の毎週金曜日（8月11日を除く）、午前10時～11時10分（全15回）

㊧人権文化センター

㊩市内在住・在勤・在学の人

㊪15人（最少催行人数5人）

㊫無料

㊬動きやすい服装、運動靴、タオル、飲み物

㊭5月17日(木)までに、人権文化センターへ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可）

ワンポイント！介護講習会

㊦5月25日(木)、午後2時～3時
※オンライン(Zoom)で開催します。

㊩おむつの種類や選び方、吸水性、洗浄の仕方の紹介

㊪20人

㊫無料

㊭5月23日(火)までに、メールに、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、高齢介護課〔(内線197)・✉kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可）

※右図からも申し込みできます。



ひとり親家庭の親などのための就業支援講習会

①介護職員初任者研修

㊦7月1日～11月25日の土曜日、午前10時～午後5時（全17回）
※詳しい日程は、お問い合わせください。

㊧未来ケアカレッジ布施校（東大阪市長堂三丁目2の22）

㊪20人

㊫1万円

②ケアマネジャー

㊦7月29日～9月9日の毎週土曜日（8月12日は除く）、午前10時～午後4時（全6回）

㊧府立母子・父子福祉センター

㊪20人

㊫6000円

㊭①は6月1日(木)、②は29日(木)（いずれも必着）までに、同センターホームページの登録フォームまたは往復はがきに、講座名、住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、電話番号、志望動機、過去に同センターで受講した講座、Wi-Fi環境の有無、保育希望者は子どもの氏名・年齢（対象は2歳から就学前まで）を記入し、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3の59 府立母子・父子福祉センター〔☎06(6748)0263〕へ（申し込み多数の場合抽選）

※詳しくは、同センターホームページ〔<https://www.osakafu-boshiren.jp/>〕をご覧ください。

生活支援サービス従事者研修

介護に関する資格がなくても、この研修を受講し、市が指定する訪問介護事業所に雇用されることで、「生活支援サービス従事者」として仕事に就くことができるようになります。

㊦6月1日～29日の毎週木曜日、午前9時～午後0時10分（全5回）

㊧今城クリニック「ことほぎ」（寿町二丁目4の30）

㊩市内在住で、本市に住民登録をしている人 ㊪15人 ㊫無料

㊭5月25日(木)（午前9時～午後5時30分）までに、今城クリニック「ことほぎ」〔☎(55)2239〕へ（申し込み多数の場合抽選）

※5月18日(木)、午前10時～、「ことほぎ」で説明会を開催します。参加希望者は、5月15日(月)までに今城クリニック「ことほぎ」へお申し込みください。

パソコン点字体験講習会

㊦6月5日(月)、12日(月)、19日(月)午前10時～正午（全3回）

㊧市社会福祉協議会ボランティアセンター（宮甲田町2の39）

㊩パソコンを使っの点字入力体験
㊩市内在住の人 ㊪10人程度

㊫無料 ㊬筆記用具

※パソコンは貸し出しします。

㊭5月8日(月)～26日(金)に、市社会福祉協議会〔☎(25)8200〕へ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可）

広告枠



講座・催し

ほんわかカフェ

認知症やその予防について、のんびりゆるくお話しませんか。

📅 5月17日(水)、午後1時30分～3時

場かがりの郷

👤 認知症に関心のある人

定20人 料100円

📅 5月6日(土)～、かがりの郷へ(申し込み先着順、電話申し込み不可)

機能訓練教室「リハップ」利用者募集

📅 毎週月・水・金曜日(祝日は除く)、午前10時～正午

場総合福祉会館

👤 自主的な機能訓練(理学療法)

※リハップとは「リハビリ」と「アップ」を合わせた造語で、身体障がい者の機能訓練および機能の向上を目的に開催しています。

👤 市内在住の65歳未満の人で、身体障がい者手帳を有し、自力で通うことができる人または介助者と同伴で通うことができる人(介護保険の認定を受けた人は除く)

定若干名

料無料

場総合福祉会館

※参加の可否、参加時間などは面談の上決定します。

河内仲間の会(脳卒中当事者会)

脳卒中の後遺症を持つ人やその家族、支援者で交流しませんか。

📅 5月16日(火)、午後2時～4時

場かがりの郷

👤 ポッチャ、交流会

定20人

料200円

📅 5月6日(土)～15日(月)に、藤原まゆみさん【☎080(3853)1992】へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

認知症介護家族の交流会

📅 5月24日(水)、午後1時30分～3時30分

場市役所

👤 認知症サポート医との情報交換

👤 認知症の人を介護している家族

※認知症の人または家族が市内在住の人に限ります。

定20人

料無料

📅 5月8日(月)～22日(月)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

※右図からも申し込みできます。



若さ・健康・体力アップ教室

📅 6月2日～7月14日の毎週金曜日、午後1時30分～3時30分(全7回)

場かがりの郷

👤 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイントなど

👤 市内在住で65歳以上の人

定20人

料無料

📅 5月23日(火)までに、けあばるへ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

純喫茶おれんじ

認知症当事者とともにオープンした喫茶です。どなたでも気軽にお立ち寄りください。

📅 6月4日(日)、7月2日(日)、午後0時30分～3時

場かがりの郷

定各15人程度(当日直接会場へ)

料メニュー全品100円

👤 間井尻さん(おれんじパートナー事務局)【☎090(3996)0071】

コツ骨体操

📅 5月30日(火)、午前10時30分～11時30分

場けあばる

定20人

料500円

📅 5月7日(日)、午前10時～、電話で、けあばるへ(定員5人、申し込み先着順)

※5月6日(土)、午前7時～、けあばるウェブサイト【<https://carepal.or.jp>】からも申し込みできます(定員15人、申し込み先着順)。

広告枠

※広告の問い合わせは、S T総合広告【☎072(368)1227・FAX072(368)1228】へ



国民年金

ご存じですか？

第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障がい・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として次の給付があります。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。

第1号被保険者として保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上180カ月未満	12万円
180カ月以上240カ月未満	14万5000円
240カ月以上300カ月未満	17万円
300カ月以上360カ月未満	22万円
360カ月以上420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

寡婦年金

第1号被保険者の夫が原則10年以上保険料を納め年金を受けずに死亡した場合、10年以上婚姻関係があった妻に60～65歳の間支給されます。寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金は請求できません。

◆寡婦年金の額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

☎天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕、保険年金課(内線153、154)



国民健康保険

前年分所得の簡易申告にご協力を

6月に決定する1年間の国民健康保険料は、皆さんから申告していただいた令和4年中(1月～12月)の所得に基づいて算出します。

税務署や市役所へ税の申告をしていない人や、会社などから源泉徴収

票を提出していない人については、所得の内容を確認するために国民健康保険料に関する申告書(簡易申告書)を送付しますので、期限までに必ず提出してください。

また、学生や病気で収入のなかった人、年金で生活している人、配偶者控除など、税申告で扶養控除の対象となる人も簡易申告にご協力ください。

☎保険年金課(内線151、552)



福祉

日本赤十字活動資金にご協力を

毎年5月1日～6月30日、全国一斉に日本赤十字運動が実施されます。赤十字奉仕団・町会(自治会)をはじめ多くの皆さんのご協力により、昨年は約411万円の活動資金が集まりました。

今年も人道的国際支援や災害時の備蓄を充実させるため、活動資金へのご協力をお願いします。

☎増進型地域福祉課(内線288)



上下水道

水道の水漏れ発見にご協力を

市内の道路などで、しばらく雨が降っていないのに「湿っている」または「水が流れている」場合は、地中に埋設している水道管から水漏れしている可能性があります。

そのような場所を発見した場合は、水道工務課へ連絡をお願いします。

☎水道工務課(内線257、295)

悪質な訪問販売にご注意を

最近、市から委託されたような口ぶりで水質調査をし、浄水器を販売したり、水道管や下水道管を清掃したりする事案が多く発生しています。

市が各家庭を訪問し、浄水器の販売や、宅内の水道管・下水道管の清掃などをすることはありません。必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。

「だまされたかな」と思われる人は消費生活相談をご利用ください。☎上下水道総務課(内線254)、市消費生活センター(内線186)



講座・催し

LGBTQコミュニティスペース「にじいろブーケ」

ひとりで悩まず、同じ悩みや思いを持った仲間と話してみませんか。

㊦5月27日(土)、午後2時～4時

☎市役所

㊨老後・終活・エンディング(遺言書・遺産相続・葬儀)について

☎20人

㊫200円

㊬5月8日(月)～25日(休)に、市ウェブサイト(人権・市民協働課のページ)の申し込みフォームまたはメールで、講座名、参加者の氏名(匿名可)を記入し、人権・市民協働課〔(内線474)・✉jinken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ(申し込み先着順)

介護面接会&説明会

㊦5月29日(月)、午後2時～4時(受け付けは午後3時45分まで)

☎ハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町7の2)

参加企業 3社予定

☎24人 ㊫無料

㊬履歴書(複数の企業を面接される人は複数枚ご用意ください)

※ハローワークカードまたは受付票をお持ちの人は持参してください。

㊬5月8日(月)～、ハローワーク河内長野〔☎(53)3081〕へ(申し込み先着順)

保健医療

子育て

相談

暮らし

福祉



税

軽自動車税(種別割)の減免

①身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車（原動機付自転車を含む）の所有者、または使用者

※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。

※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

届け出 5月31日(水) (必着) までに、手帳(①に該当する人)または生活保護受給証明書(②に該当する人)、運転免許証、納税通知書、および本人確認書類を持参(代理で申請する場合は申請者の本人確認書類も持参)し、課税課または金剛連絡所へ(郵送可)

問課税課(内線110)

今月は固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税(種別割)の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・モバイルレジ(インターネットバンキングによる支払い)などで納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期: 5月	第1期: 6月	全期: 5月
第2期: 7月	第2期: 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期: 9月	第3期: 10月	
第4期: 12月	第4期: 1月	

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(水)



納税通知書裏面に記載の金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所などで納期限までに納めてください。

問府自動車税コールセンター ☎ 0570(020)156

固定資産税・都市計画税

●固定資産税・都市計画税の減免

次の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには6月30日(金)までに申請が必要です。

①納税義務者が今年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、ひとり親のいずれかであること

②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること

③所有している固定資産が自己居住用だけであり、居住家屋の延べ床面積が70㎡以下であること

④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること

●固定資産税のQ&A

5月1日付で、令和5年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送しました。詳しくは、お問い合わせください。ここでは、よくある質問を一部紹介します。

Q 平成31年(令和元年)(もしくは平成29年)に新築した家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか?

A 新築住宅に対しては、減額制度が設けられており、一定の要件に該当する場合は、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、120㎡

までの居住部分に相当する固定資産税額(家屋分)の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。

Q 固定資産税は1月から12月までの税金ですか? 4月から3月までの税金ですか?

A 固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対して、その年の4月1日から始まる会計年度分の税金として課税しています。いつからいつまでの期間に対して課税するという事は地方税法には定められておりません。売買契約時に固定資産税・都市計画税を月割や日割で按分計算する際の起点日は、売主と買主の間で話し合っ決めてください。

問課税課(内線113~116)

スマホで簡単、キャッシュレス納税!

納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンなどのモバイル端末を使い、各社の専用アプリを起動後にカメラで読み取ることにより、いつでもどこでも市税を納付することができます。



利用できるモバイル決済サービス
PayPay/LINE Pay/au PAY/d払い/J-Coin Pay/モバイルレジ
※5月1日(月)から楽天ペイ追加。

納付できる税目、金額
市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)
※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのものに限りです。
※領収証書は発行されません。領収証書や納付後すぐに納税証明書(車検用など)が必要な場合は、他の方法で納付してください。

※詳しくは、市ウェブサイト(収納管理課のページ)をご覧ください。
問収納管理課(内線122)